



平成27年5月29日

各 位

会 社 名 大倉工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高濱 和則  
(コード：4221 東証第1部)  
問合せ先 取締役コーポレートセンター総務部長 田中 祥友  
(TEL. 0877-56-1111)

## 内部統制システムの基本方針の一部改定について

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の「内部統制システムの基本方針」は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 経営及び業務執行の根幹となる基本理念

当社は、当社グループのみならず、全ての企業に共通する使命として「3つの使命」を掲げている。

[3つの使命]

悪をなさない 利益を生み出す 永続する

さらに、この「3つの使命」を実現するための経営理念を定めている。

[経営理念]

人ひとりを大切に 地域社会への貢献 お客様を第一に  
当社の取締役は、この経営理念に基づいて経営を行う。

また、当社は創業以来、製造加工業を中心に様々な事業活動を行ってきた。その事業活動が創造した製品やサービスは「真心を包み、幸せを守り、技術を進化させる」ものとして社会に受け入れられてきた。この言葉が、当社の事業価値であり、当社の事業コンセプトを表している。

さらに、「包む」、「守る」、「進化させる」という言葉を英訳し、その単語の頭文字を取って「3つのP」という言葉に集約し、当社の事業活動を象徴する標章として、社内外への浸透を図ってきた。当社の事業活動がより一層社会に認められるならば、この「3つのP」は、当社のコーポレート・ブランドにまで進化できるものとする。

[当社の事業価値]

3つのP

真心を包み(Package)、幸せを守り(Protect)、技術を進化させる(Progress)

#### 2. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動において法令等を遵守するためにコンプライアンス・プログラムを策定している。これは、三つの部分で構成される。

第一に、組織として二つの委員会を設置している。「コンプライアンス委員会」は、社長を委員長とし、取締役を中心として構成する。同委員会は、重要事項の決定や改善勧告等を行う。また、監査役もオブザーバーとして原則毎回参加する。「コンプライアンス実行委員会」は、各部署より選出された従業員で構成し、浸透活動や各種通達等を実施する。

第二に、内部通報制度を制定している。コンプライアンス違反事項を発見した当社グループの従業員等は、社内外に設置された二つの窓口に対して、電話等の手段を用いて通報することができる。また、これらに加えて、顧問弁護士に直接通報または相談することもできる。会社はこの通報を理由とする不利益処分は一切行わないと明言しており、規程や社長宣言文内に明記している。以上により、コンプライアンス違反事項を早期に察知し、事態の悪化防止を確保する。

第三に、当社は「3つのP」という事業価値を実現するための価値基準として、「経営基本構想2004」という文書規程を定めている。その内容をさらに掘り下げることにより、「倫理綱領」、「倫理行動基準」、「ケーススタディ集」という三つの文書規程を定めている。そして、これら全ての文書規程を一つのファイルにまとめて当社グループの全従業員に配付するとともに、改訂の都度新たに配付する。

当社は、このコンプライアンス・プログラムの内容を定期的に見直すとともに、違反事項の発生時には改善勧告や懲戒処分を行うことにより、法令遵守の体制を維持する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、業務文書の作成・管理・保存について規定する文書管理規程を定める。この規定に従い、取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に保存し、管理する。取締役及び監査役は、この文書または電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

### 4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、法務、知的財産、環境、情報セキュリティ、安全衛生等に係わる当社グループ全体の各種のリスクについて、コーポレートセンターの各担当部署が有機的に連携しながら網羅的に管理する。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努める。

これらの各担当部署は、日常的にコーポレートセンター内及び各事業部門との間で情報交換や意見聴取を行い、損失の危険に関わると思われる情報については、都度コーポレートセンターを担当する各取締役を通じて取締役会及び監査役会に報告を行う。

また、天災や事故災害等の重大事態の発生時には、コーポレートセンターを中心とする緊急対策本部を設置し対応する。

### 5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則として月2回開催して、子会社は取締役会を原則として月1回開催して、事業の進捗状況の把握と重要事項の決定を行う。当社グループは定款により取締役の任期を1年と定めている。この目的は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するためである。当社の取締役には当社グループの経営に有益な専門的な見識と経験を備えた社外取締役を1名以上選任し、経営の透明性向上と業務執行の効率性の強化をはかる。

当社グループの各監査役は、担当する各社の取締役会に出席して事業状況を把握するとともに、法令及び定款に抵触する可能性のある事項や非効率な職務遂行に関しては、その都度指摘し改善を勧告する。当社の社外監査役は、当社グループの監査に有益な専門的な見識と経験を備えたものを1名以上選任し、経営監視機能の強化を図る。

加えて、当社グループは経営会議を原則として月1回以上開催して、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する事項の協議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項の協議検討を行い、取締役会の意思決定を円滑かつ迅速に行えるように支援する。

さらに当社は、執行役員を選任し業務執行の責任と権限を委譲することにより、取締役会の決定事項をより迅速に執行できる体制を構築する。

また当社グループでは、年度予算計画及び3ヵ年にわたる中期経営計画を策定し、この計画に基づいて事業計画の立案と進捗管理を行う。そして、定期的に計画と実績の乖離を確認して目標の達成に努める。

当社は、企業理念や事業計画について投資家等の理解を得ることにより、事業の効率的な運営を行うことを目的として積極的なIR活動を行う。

### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社関連会社運営基準を定めており、当社の子会社は、原則的にこの基準に従って経営及び業務運営を行う。また、当社の子会社は、各事業部門管轄子会社とコーポレートセンター管轄子会社に二分される。各事業部門管轄子会社においては当該事業部門長が、コーポレートセンター管轄子会社については担当取締役が各々の経営の指導及び支援を行うとともに、必要に応じてコーポレートセンターが助言や支援を行う。

当社は、各管轄部門より子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等及び使用人の職務

執行の効率化を図るとともに、その内容が法令・定款に適合していることを確認する。

また、子会社が多額の投資等の重要事項を決定する際には、当社の経営会議及び取締役会に上程または報告することにより、適正な業務執行を可能ならしめるよう努める。

さらに当社は、当社のコンプライアンス・プログラムの一部を子会社と共有し、子会社の取締役と従業員が一体となった遵法意識の醸成を図る。特に内部通報制度に関しては、子会社で働く全ての従業員が当社の通報窓口へ直接通報できる制度運用に努める。

また当社は、子会社における取締役または監査役を招集して実施する会議を定期的に行き、子会社の取締役及び監査役との意見交換を行う。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該職員の人事異動等については、会社は監査役の意見を参考に決定する。

また、当該職員は他の使用人としての業務を兼務している場合においても、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

#### 8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を発見したときは、これを直ちにかつ適切な方法により監査役に報告する義務を負う。なお、当社グループは、当該報告を行ったことを理由として、報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常時取締役会に出席する。また、各種の社内における重要な会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

さらに監査役は、内部通報制度による内部通報があった際には速やかに通報内容の報告を受けるとともに、当社のコンプライアンス委員会に参加し法令遵守の状況を確認する。

#### 9. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### 10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との定期的な会合において意見交換を行う。

監査役は内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要がある時は追加監査の実施等を求めることができる。

また監査役は、会計監査人との定期的な会合を行い、会計監査内容の報告を受けるとともに意見交換を行う。

#### 11. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

#### 12. 反社会勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、対決し、一切の関係を遮断する。この考え方は、当社の「倫理行動基準」に明記した上で、当社グループの全従業員に配付する。